

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2103265 号
令和 3 年 3 月 26 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 25 日付け令 02 原機（科保）124 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所使用施設等保安規定変更認可申請書が、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 57 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）の一部改正を踏まえて、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を変更することに伴い、関連する表の変更を行うものである。

3. 審査の内容

3-1. 原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射線管理に係る規定が、核燃料物質

の使用又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容を変更するものではないことを確認したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

3-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、本申請について、線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていることを確認したことから、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、上記のほか、重複して記載されている図面の削除等の記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。